下記について連絡致します。

【制度要綱第6条の団体所在地の変更】

ST制度要綱第6条第3項の下表について、「大阪玩具事業協同組合・(一社) 日本玩具協会大阪支部」の所在地を以下のとおり変更する。

	改定	適用日
大阪玩具事業協	(改定前)	
同組合・(一社)	〒542-0062	新事業所に移転が完了した
日本玩具協会大	大阪府大阪市中央区瓦屋町 2-4-1	平成26年6月27日とする。
阪支部の所在地	玩具人形会館内	
の変更	(改定後)	
	〒537-0013	
	大阪府大阪市東成区大今里南	
	1-2-11 O.T ビル8階	

(当該団体より、上記の変更申出があったため。)

【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱(改定)

【玩具安全マーク使用許諾契約】

- 第 6 条 STマーク制度を利用しようとする者は、協会とSTマーク使用許諾契約 を締結しなければならない。
 - 2. STマーク使用許諾契約書は、別紙による。
 - 3. 下表の団体に所属する者は、当該団体を経由して協会とSTマーク使用許 諾契約を締結することができる。

名称	所 在 地		
東京玩具製問協同組合	〒130-8611	Т	
宋尔	東京都墨田区東駒形 4-22-4	1	
	〒103-0004		
日本プラスチック玩具工業協同組合	東京都中央区東日本橋 2-24-7	Р	
	東京プラスチック会館 5 階		
	〒103-0004		
日本空気入ビニール製品工業組合	東京都中央区東日本橋 2-24-7	V	
	東京プラスチック会館2階		
	〒111-0051	J	
日本プラモデル工業協同組合	東京都台東区蔵前 4-20-12		
	= 542-0066	В	
	大阪府大阪市中央区瓦屋町 2-4-1		
大阪玩具事業協同組合	玩具人形会館內		
(一社)日本玩具協会大阪支部	〒537-0013	D	
	大阪府大阪市東成区大今里南 1-2-11		
	O.T ビル 8 階		
東京玩具人形協同組合	〒111-0053	D	
来尔列兵八形肠问租口	東京都台東区浅草橋 2-28-14	ש	
中部玩具人形工業会	〒451-0043	С	
T 即列兵八 / // / / / / / / / / / / / / / / / / /	愛知県名古屋市西区新道 2-15-17		
日本がルーン协会	〒166-0014	R	
日本バルーン協会	東京都杉並区松の木 3-12-11		

(付則 平成 26 年 6 月 27 日改定)

<u>この改定(制度要綱第6条第3項の表の「団体所在地」の改定)は、平成26年6月</u> 27日に適用する。